

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(過誤納金等の還付の手續) 第三十条 略</p> <p>2 所長は、還付金等の還付の要求又は請求があつた場合は、次に掲げる方法により処理しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 直接現金により、又は為替により還付する場合においては、財務規則の支出の手續の例によるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(法人の事業税の申告書の提出期限の延長の手續) 第三十九条 法第七十二条の二十五第二項（同条第六項、法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合及び法第七十二条の二十五第十六項により適用する場合を含む。）又は第四項（同条第七項、法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合及び法第七十二条の二十五第十六項により適用する場合を含む。）の承認を受けようとする法人は、施行規則第十三号様式による申請書によつて、法第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）又は第五項（法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする法人は、施行規則第十三号の二様式による申請書によつて申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予の手續) 第四十八条の二 条例付則第九条第一項の規定によつて不動産取得税の徴収の猶予を受けようとする者は、第八十三号の二様式による申請書を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 14 略</p> <p>15 条例付則第九条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の八第二項の届出は、第八十三号の十五様式によらなければならない。</p> <p>16 18 略</p>	<p>(過誤納金等の還付の手續) 第三十条 略</p> <p>2 所長は、還付金等の還付の要求又は請求があつた場合は、次に掲げる方法により処理しなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>3 略</p> <p>(法人の事業税の申告書の提出期限の延長の手續) 第三十九条 法第七十二条の二十五第二項（同条第六項及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合及び法第七十二条の二十五第十六項により適用する場合を含む。）及び第四項（同条第七項及び法第七十二条の二十八第二項において準用する場合及び法第七十二条の二十五第十六項により適用する場合を含む。）の承認を受けようとする法人は、施行規則第十三号様式による申請書によつて、法第七十二条の二十五第三項及び第五項（法第七十二条の二十八第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の承認を受けようとする法人は、施行規則第十三号の二様式による申請書によつて申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予の手續) 第四十八条の二 条例付則第九条第一項の規定によつて不動産取得税の徴収の猶予を受けようとする者は、第八十三号の二様式による申請書を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 14 略</p> <p>15 条例付則第九条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の八第一項の届出は、第八十三号の十五様式によらなければならない。</p> <p>16 18 略</p>

(種別割の納付義務免除の申告書等)
第七十二条の二 法第十条の三第三項の申告は、第
百十三号の様式による申告書によらなければなら
ない。
2
略

(種別割の納付義務免除の申告書等)
第七十二条の二 法第九条の三第三項の申告は、第
百十三号の様式による申告書によらなければなら
ない。
2
略

県たばこ税納税通知書			
住所又は所在地		様	
氏名又は名称		様	
		年 度	
課 税 標 準 数	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの数量	①	本
	旧3級品の紙巻たばこの数量	②	本
税 額	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの税額 {①×(/1,000)}	③	円
	旧3級品の紙巻たばこの税額 {②×(/1,000)}	④	円
	合 計(③+④)		円
備 考			

上記のとおり納付してください。
年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

納付場所 納付場所は納付書の裏面に記載しています。

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

教 示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延 滞 金

そ の 他 不明の点のあるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

県たばこ税納税通知書			
住所又は所在地		様	
氏名又は名称		様	
		年 度	
課 税 標 準 数	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの数量	①	本
	旧3級品の紙巻たばこの数量	②	本
税 額	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこの税額 {①×(/1,000)}	③	円
	旧3級品の紙巻たばこの税額 {②×(/1,000)}	④	円
	合 計(③+④)		円
備 考			

上記のとおり納付してください。
年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

納付場所 福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、九州内の郵便局(沖縄県を除く)、福岡県の各県税事務所

法的根拠 地方税法第 条、福岡県税条例第 条

教 示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延 滞 金

そ の 他 不明の点のあるときは、所轄の県税事務所にお問い合わせください。

備考 「延滞金」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【新】

第7号様式（第9条関係）

徴収猶予申請書												
福岡県 県税事務所長 殿										年 月 日		
住（居）所 申請者 氏 名 電 話 番 号 個人番号又は 法 人 番 号										<input type="text"/>		
地方税法第15条第 項第 号（第5号の場合、第 号類似）の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。												
納付 （納入） すべき金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要	
	調定事由	連番	円	法律による金額 円	円							法律による金額 円
	合 計											
上記の金額のうち、徴収猶予を受けようとする金額												
猶予該当事実の詳細												
一時に納付（納入） することができない 事情の詳細												
猶 予 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 月間												
納付 （納入） 計画	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額						
		円		円		円						
		円		円		円						
		円		円		円						
		円		円		円						
担 保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情										
	<input type="checkbox"/> 無											

注 1 地方税法第15条第2項の規定による徴収猶予の申請については、「猶予該当事実の詳細」欄の記載は必要ありません。
 2 この申請書に、福岡県税条例第13条の2第2項又は第4項に定める書類を添付し、提出してください。

【旧】

第7号様式（第9条関係）

徴収猶予申請書												
福岡県 県税事務所長 殿										年 月 日		
住（居）所 申請者 氏 名 電 話 番 号 個人番号又は 法 人 番 号										<input type="text"/>		
地方税法第15条第 項第 号（第5号の場合、第 号類似）の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。												
納付 （納入） すべき金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要	
	調定事由	連番	円	法律による金額 円	円							法律による金額 円
	合 計											
上記の金額のうち、徴収猶予を受けようとする金額												
猶予該当事実の詳細												
一時に納付（納入） することができない 事情の詳細												
猶 予 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 月間												
納付 （納入） 計画	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額						
		円		円		円						
		円		円		円						
		円		円		円						
		円		円		円						
担 保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情										
	<input type="checkbox"/> 無											

注 1 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号）第2条第5項及び第15項に規定する個人番号又は法人番号を右詰で記入してください。
 2 地方税法第15条第2項の規定による徴収猶予の申請については、「猶予該当事実の詳細」欄の記載は必要ありません。
 3 この申請書に、福岡県税条例第13条の2第2項又は第4項に定める書類を添付し、提出してください。

【新】

【旧】

第8号の2様式（第9条関係）

第8号の2様式（第9条関係）

徴収猶予期間延長申請書												
福岡県 県税事務所長 殿			年 月 日									
			住（居）所									
			申請者 氏 名									
			電 話 番 号									
			個人番号又は 法 人 番 号									
<p style="text-align: center;">年 月 日付けで徴収猶予を受けた滞納税額について、下記理由により、徴収猶予の期間の延長を申請します。 なお、この期間の延長を受けた場合には、違約なく納付（納入）すること及び新たな税金を滞納しないことを誓約します。</p>												
徴収猶予期間延長申請金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要	
				調定事由	連番							
合 計												
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付（納入）することができない理由												
延 長 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間										
納付（納入）計画	年 月 日	納付（納入）金額		年 月 日	納付（納入）金額		年 月 日	納付（納入）金額				
		円			円			円				
		円			円			円				
		円			円			円				
		円			円			円				
担 保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情										
	<input type="checkbox"/> 無											

注 この申請書に、福岡県税条例第13条の2第4項に定める書類を添付し、提出してください。

徴収猶予期間延長申請書												
福岡県 県税事務所長 殿			年 月 日									
			住（居）所									
			申請者 氏 名									
			電 話 番 号									
			個人番号又は 法 人 番 号									
<p style="text-align: center;">年 月 日付けで徴収猶予を受けた滞納税額について、下記理由により、徴収猶予の期間の延長を申請します。 なお、この期間の延長を受けた場合には、違約なく納付（納入）すること及び新たな税金を滞納しないことを誓約します。</p>												
徴収猶予期間延長申請金額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要	
				調定事由	連番							
合 計												
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付（納入）することができない理由												
延 長 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間										
納付（納入）計画	年 月 日	納付（納入）金額		年 月 日	納付（納入）金額		年 月 日	納付（納入）金額				
		円			円			円				
		円			円			円				
		円			円			円				
		円			円			円				
担 保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情										
	<input type="checkbox"/> 無											

注 1 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号）第2条第5項及び第15項に規定する個人番号又は法人番号を右詰で記入してください。
2 この申請書に、福岡県税条例第13条の2第4項に定める書類を添付し、提出してください。

【新】

第10号の15様式（第10条の3関係）

保全差押金額決定通知書 第 号			
(納税者（特別徴収義務者）)			
様		年 月 日	印
福岡県		県税事務所長	印
下記の理由により、保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。			
教示			
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。			
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。			
2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。			
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。			
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。			
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。			
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。			
保全差押金額	年 度	税 目	金 額
			円
理 由			
備 考	1 この通知書交付後担保又は金銭の提供がないときは直ちに差押えをします。（地方税法第16条の4第3項） 2 差押え後担保を提供して差押えの解除を請求したとき若しくはこの通知をしたときから1年を経過した日までに徴収金の額が決定しないとき又は所長が必要なくなったと認めるときは、差押えを解除します。（地方税法第16条の4第4項又は第5項） 3 差押財産の換価は、徴収金の額が決定した後でなければいたしません。（地方税法第16条の4第8項）		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削る。

【旧】

第10号の15様式（第10条の3関係）

保全差押金額決定通知書 第 号			
(納税者（特別徴収義務者）)			
様		年 月 日	印
福岡県		県税事務所長	印
下記の理由により、保全差押金額を決定しましたので、地方税法第16条の4第2項の規定により通知します。			
教示			
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。			
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。			
2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。			
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。			
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。			
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。			
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。			
保全差押金額	年 度	税 目	金 額
			円
理 由			
備 考	1 この通知書交付後担保又は金銭の提供がないときは直ちに差押えをします。（地方税法第16条の4第3項） 2 差押え後担保を提供して差押えの解除を請求したとき若しくはこの通知をしたときから6月を経過した日までに徴収金の額が決定しないとき又は所長が必要なくなったと認めるときは、差押えを解除します。（地方税法第16条の4第4項又は第5項） 3 差押財産の換価は、徴収金の額が決定した後でなければいたしません。（地方税法第16条の4第8項）		

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削る。

【新】

第14号の8様式 (第12条の2の2関係)

換 価 猶 予 申 請 書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

住 (居) 所

申請者 氏 名

電 話 番 号

個人番号又は
法人番号

地方税法第15条の6第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

納付 (納入) すべき金額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要
				調定事由	連番						
							円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
合 計											
上記の金額のうち、換価猶予を受けようとする金額											/
一時に納付 (納入) することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細											
猶 予 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間									
納付 (納入) 計画	年 月 日	納付 (納入) 金額	年 月 日	納付 (納入) 金額	年 月 日	納付 (納入) 金額					
		円		円		円					円
		円		円		円					円
		円		円		円					円
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情								

注 この申請書に、福岡県税条例第13条の6第2項に定める書類を添付し、提出してください。

【旧】

第14号の8様式 (第12条の2の2関係)

換 価 猶 予 申 請 書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

住 (居) 所

申請者 氏 名

電 話 番 号

個人番号又は
法人番号

地方税法第15条の6第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

納付 (納入) すべき金額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	摘要
				調定事由	連番						
							円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
合 計											
上記の金額のうち、換価猶予を受けようとする金額											/
一時に納付 (納入) することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細											
猶 予 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間									
納付 (納入) 計画	年 月 日	納付 (納入) 金額	年 月 日	納付 (納入) 金額	年 月 日	納付 (納入) 金額					
		円		円		円					円
		円		円		円					円
		円		円		円					円
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情								

注 1 「個人番号又は法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号）第2条第5項及び第15項に規定する個人番号又は法人番号を右詰で記入してください。

2 この申請書に、福岡県税条例第13条の6第2項に定める書類を添付し、提出してください。

【新】

第14号の15様式（第12条の3関係）

滞納処分停止通知書										第	号	
										年	月	日
様												
福岡県 県税事務所長 印												
<p>あなたにかかる下記徴収金について、地方税法第15条の7の規定を適用して一時滞納処分を停止します。 なお、地方税法第15条の8に該当するときは、この処分を取り消します。</p>												
滞 納 者	住(居)所											
	氏名											
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分	税額	加算金額			摘要			
					円	円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額					万	千	百	十	円		
<p>以上のほか延滞金、滞納処分費についても停止します。</p>												
備 考												

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

【旧】

第14号の15様式（第12条の3関係）

滞納処分停止通知書										第	号	
										年	月	日
様												
福岡県 県税事務所長 印												
<p>あなたにかかる下記徴収金について、地方税法第15条の7の規定を適用して一時滞納処分を停止します。 なお、地方税法第15条の8に該当するときは、この処分を取り消します。</p>												
滞 納 者	住(居)所											
	氏名								職業			
滞 納 金 額	課税番号	年度	年月分	税目	税額	加算金額			摘要			
					円	円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額					万	千	百	十	円		
<p>以上のほか延滞金、滞納処分費についても停止します。</p>												
備 考												

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

【新】

第14号の16様式 (第12条の3関係)

滞納処分停止取消通知書										第	号	
										年	月	日
様												
福岡県 県税事務所長										印		
<p>あなたに係る下記徴収金については、 年 月 日付第 号をもって滞納処分を停止していましたが、本日その停止処分を取り消しましたので、地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、本徴収金は、 年 月 日までに 県税事務所に納めてください。</p> <p>この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>												
滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納処分停止額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要		
※滞納処分費 (法律による金額)										円		
本書作成の日までに徴収すべき金額										千 百 十 万 千 百 十 円		
滞納処分停止取消額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要		
※滞納処分費 (法律による金額)										円		
本書作成の日までに徴収すべき金額										千 百 十 万 千 百 十 円		
取消事由												

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

【旧】

第14号の16様式 (第12条の3関係)

滞納処分停止取消通知書										第	号	
										年	月	日
様												
福岡県 県税事務所長										印		
<p>あなたに係る下記徴収金については、 年 月 日付第 号をもって滞納処分を停止していましたが、本日その停止処分を取り消しましたので、地方税法第15条の8第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、本徴収金は、 年 月 日までに 県税事務所に納めてください。</p> <p>この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>												
滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納処分停止額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要		
※滞納処分費 (法律による金額)										円		
本書作成の日までに徴収すべき金額										千 百 十 万 千 百 十 円		
滞納処分停止取消額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要		
※滞納処分費 (法律による金額)										円		
本書作成の日までに徴収すべき金額										千 百 十 万 千 百 十 円		
取消事由												

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが、認められる場合があります。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

様

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">福岡県 <u>el</u></td> <td style="width: 45%; text-align: center;">納入済通知書 ¹c# 82</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">②</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>福岡県 県税事務所出納員</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目 ³</td> <td>課税番号 ⁵</td> <td>16 実績 17 年月</td> <td>23 連番 ²⁴</td> </tr> <tr> <td>調定事由 ²⁶</td> <td>CD ²⁸</td> <td>課税年度 ²⁹</td> <td>納付事由 ³²</td> <td>課税課税 ³³ 納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額 ³⁵</td> <td>円</td> <td>課税事務所</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金 ⁴⁶</td> <td>円</td> <td>福岡県 県税事務所</td> <td>101 106</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金 ⁵⁷</td> <td>円</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不申告加算金 ⁶⁸</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加算金 ⁷⁹</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額 ⁹⁰</td> <td>円</td> <td></td> <td>様</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(県税事務所送付用)</p> <p>取引店 取りまとめ店 上記金額を受領したので通知します。</p>		福岡県 <u>el</u>	納入済通知書 ¹ c# 82		②	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円	年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴	調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限	税額 ³⁵	円	課税事務所	領収日付印	延滞金 ⁴⁶	円	福岡県 県税事務所	101 106	過少申告加算金 ⁵⁷	円	氏名		不申告加算金 ⁶⁸	円			重加算金 ⁷⁹	円			合計金額 ⁹⁰	円		様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">福岡県</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">納入済通知書 ¹c# 82</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">②</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>福岡県 県税事務所出納員</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目 ³</td> <td>課税番号 ⁵</td> <td>16 実績 17 年月</td> <td>23 連番 ²⁴</td> </tr> <tr> <td>調定事由 ²⁶</td> <td>CD ²⁸</td> <td>課税年度 ²⁹</td> <td>納付事由 ³²</td> <td>課税課税 ³³ 納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td>円</td> <td>不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>氏名 様</p> <p>課税番号</p> <p>課税事務所 領収日付印</p> <p>福岡県 県税事務所</p> <p style="text-align: center;">(金融機関保管用)</p>		福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円	年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴	調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限	税額	円	延滞金額	円	過少申告加算金	円	不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">福岡県</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">納入済通知書 ¹c# 82</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">②</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>福岡県 県税事務所出納員</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目 ³</td> <td>課税番号 ⁵</td> <td>16 実績 17 年月</td> <td>23 連番 ²⁴</td> </tr> <tr> <td>調定事由 ²⁶</td> <td>CD ²⁸</td> <td>課税年度 ²⁹</td> <td>納付事由 ³²</td> <td>課税課税 ³³ 納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税目</td> <td>課税番号</td> <td>課税年度</td> <td>年度</td> <td>実績年月</td> </tr> <tr> <td>e L 番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">様</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td>円</td> <td>不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: right;">(納税者交付用)</p>		福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円	年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴	調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限	税目	課税番号	課税年度	年度	実績年月	e L 番号					氏名	様				税額	円	延滞金額	円	過少申告加算金	円	不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日		
	福岡県 <u>el</u>	納入済通知書 ¹ c# 82		②																																																																																																																													
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円																																																																																																																													
年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴																																																																																																																													
調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限																																																																																																																													
税額 ³⁵	円	課税事務所	領収日付印																																																																																																																														
延滞金 ⁴⁶	円	福岡県 県税事務所	101 106																																																																																																																														
過少申告加算金 ⁵⁷	円	氏名																																																																																																																															
不申告加算金 ⁶⁸	円																																																																																																																																
重加算金 ⁷⁹	円																																																																																																																																
合計金額 ⁹⁰	円		様																																																																																																																														
	福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②																																																																																																																													
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円																																																																																																																													
年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴																																																																																																																													
調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限																																																																																																																													
税額	円	延滞金額	円																																																																																																																														
過少申告加算金	円	不申告加算金	円																																																																																																																														
重加算金	円	合計金額	円																																																																																																																														
	福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②																																																																																																																													
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円																																																																																																																													
年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴																																																																																																																													
調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限																																																																																																																													
税目	課税番号	課税年度	年度	実績年月																																																																																																																													
e L 番号																																																																																																																																	
氏名	様																																																																																																																																
税額	円	延滞金額	円																																																																																																																														
過少申告加算金	円	不申告加算金	円																																																																																																																														
重加算金	円	合計金額	円																																																																																																																														
納期限	年 月 日																																																																																																																																

様

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">福岡県</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">納入済通知書 ¹c# 82</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">②</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>福岡県 県税事務所出納員</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目 ³</td> <td>課税番号 ⁵</td> <td>16 実績 17 年月</td> <td>23 連番 ²⁴</td> </tr> <tr> <td>調定事由 ²⁶</td> <td>CD ²⁸</td> <td>課税年度 ²⁹</td> <td>納付事由 ³²</td> <td>課税課税 ³³ 納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額 ³⁵</td> <td>円</td> <td>課税事務所</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金 ⁴⁶</td> <td>円</td> <td>福岡県 県税事務所</td> <td>101 106</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金 ⁵⁷</td> <td>円</td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不申告加算金 ⁶⁸</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加算金 ⁷⁹</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額 ⁹⁰</td> <td>円</td> <td></td> <td>様</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(県税事務所送付用)</p> <p>取引店 取りまとめ店 上記金額を受領したので通知します。</p>		福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円	年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴	調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限	税額 ³⁵	円	課税事務所	領収日付印	延滞金 ⁴⁶	円	福岡県 県税事務所	101 106	過少申告加算金 ⁵⁷	円	氏名		不申告加算金 ⁶⁸	円			重加算金 ⁷⁹	円			合計金額 ⁹⁰	円		様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">福岡県</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">納入済通知書 ¹c# 82</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">②</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>福岡県 県税事務所出納員</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目 ³</td> <td>課税番号 ⁵</td> <td>16 実績 17 年月</td> <td>23 連番 ²⁴</td> </tr> <tr> <td>調定事由 ²⁶</td> <td>CD ²⁸</td> <td>課税年度 ²⁹</td> <td>納付事由 ³²</td> <td>課税課税 ³³ 納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td>円</td> <td>不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>氏名 様</p> <p>課税番号</p> <p>課税事務所 領収日付印</p> <p>福岡県 県税事務所</p> <p style="text-align: center;">(金融機関保管用)</p>		福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円	年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴	調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限	税額	円	延滞金額	円	過少申告加算金	円	不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">福岡県</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">納入済通知書 ¹c# 82</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: right;">②</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>福岡県 県税事務所出納員</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目 ³</td> <td>課税番号 ⁵</td> <td>16 実績 17 年月</td> <td>23 連番 ²⁴</td> </tr> <tr> <td>調定事由 ²⁶</td> <td>CD ²⁸</td> <td>課税年度 ²⁹</td> <td>納付事由 ³²</td> <td>課税課税 ³³ 納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税目</td> <td>課税番号</td> <td>課税年度</td> <td>年度</td> <td>実績年月</td> </tr> <tr> <td>e L 番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">様</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>過少申告加算金</td> <td>円</td> <td>不申告加算金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: right;">(納税者交付用)</p>		福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②	加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円	年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴	調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限	税目	課税番号	課税年度	年度	実績年月	e L 番号					氏名	様				税額	円	延滞金額	円	過少申告加算金	円	不申告加算金	円	重加算金	円	合計金額	円	納期限	年 月 日		
	福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②																																																																																																																													
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円																																																																																																																													
年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴																																																																																																																													
調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限																																																																																																																													
税額 ³⁵	円	課税事務所	領収日付印																																																																																																																														
延滞金 ⁴⁶	円	福岡県 県税事務所	101 106																																																																																																																														
過少申告加算金 ⁵⁷	円	氏名																																																																																																																															
不申告加算金 ⁶⁸	円																																																																																																																																
重加算金 ⁷⁹	円																																																																																																																																
合計金額 ⁹⁰	円		様																																																																																																																														
	福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②																																																																																																																													
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円																																																																																																																													
年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴																																																																																																																													
調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限																																																																																																																													
税額	円	延滞金額	円																																																																																																																														
過少申告加算金	円	不申告加算金	円																																																																																																																														
重加算金	円	合計金額	円																																																																																																																														
	福岡県	納入済通知書 ¹ c# 82		②																																																																																																																													
加入者名	福岡県 県税事務所出納員	口座番号	合計金額	円																																																																																																																													
年度	税目 ³	課税番号 ⁵	16 実績 17 年月	23 連番 ²⁴																																																																																																																													
調定事由 ²⁶	CD ²⁸	課税年度 ²⁹	納付事由 ³²	課税課税 ³³ 納期限																																																																																																																													
税目	課税番号	課税年度	年度	実績年月																																																																																																																													
e L 番号																																																																																																																																	
氏名	様																																																																																																																																
税額	円	延滞金額	円																																																																																																																														
過少申告加算金	円	不申告加算金	円																																																																																																																														
重加算金	円	合計金額	円																																																																																																																														
納期限	年 月 日																																																																																																																																

【新】

(表)

第27号様式その1(第18条関係)

法人の 事業 税 に係る 更正 及び 追加 申告 加算 金額 決定通知書 納額告知書

Table with 2 columns: 本店所在地, 法人名, 代表者. Includes fields for 年 月 日, 福岡県 県税事務所長 印.

Table with 2 columns: 申告期限, 当初. Includes fields for 管理番号, 申告日, 今回.

Table with 2 columns: 期末現在の資本金の額又は出資金の額, 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額. Includes fields for 円, 門.

事業年度 から まで 期末現在の資本金等の額 円

法人事業税() 法人県民税()

Main tax calculation table with columns for 区分, 課税標準額, 税率, 税額. Includes sections for 所得割, 付加価値割, 資本割, 均等割, 分別基準.

Table for 利息割額に関する計算 and 控除した金額. Includes fields for 納付確定分, 差引増減税額.

Table for 国税処理年月日 and 重加対応. Includes fields for 所得割に係る税額, 収入割に係る税額, 納付確定分, 差引増減税額.

Table for 法人事業税・特別法人事業税. Includes fields for 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金, 差引増減金額, 差引削減金額.

【旧】

(表)

第27号様式その1(第18条関係)

法人の 事業 税 に係る 更正 及び 追加 申告 加算 金額 決定通知書 納額告知書

Table with 2 columns: 本店所在地, 法人名, 代表者. Includes fields for 年 月 日, 福岡県 県税事務所長 印.

Table with 2 columns: 申告期限, 当初. Includes fields for 管理番号, 申告日, 今回.

Table with 2 columns: 期末現在の資本金の額又は出資金の額, 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額. Includes fields for 円, 門.

事業年度 から まで 期末現在の資本金等の額 円

法人事業税() 法人県民税()

Main tax calculation table with columns for 区分, 課税標準額, 税率, 税額. Includes sections for 所得割, 付加価値割, 資本割, 均等割, 分別基準.

Table for 利息割額に関する計算 and 控除した金額. Includes fields for 納付確定分, 差引増減税額.

Table for 国税処理年月日 and 重加対応. Includes fields for 所得割に係る税額, 収入割に係る税額, 納付確定分, 差引増減税額.

Table for 法人事業税・特別法人事業税. Includes fields for 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金, 差引増減金額, 差引削減金額.

【新】

(裏)

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【旧】

(裏)

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

第27号様式その3 (第18条関係)

県たばこ税の更正(決定)及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所(所在地)

氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	金額	
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
合計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				

この通知書による不足税額等を、同封の納付書によって、指定納期限までに納付してください。
納付場所は納付書の裏面に記載しています。
延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【旧】

第27号様式その3 (第18条関係)

県たばこ税の更正(決定)及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所(所在地)

氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	率%	金額	
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
合計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって指定納期限までに指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、九州内(沖縄県を除く。)のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入(付)してください。
延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

第27号様式その8 (第18条関係)

軽油引取税の更正 (決定) 及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所(所在地)

氏名(名称)

様

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。
年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税 額		加 算 金			率%	金 額
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	金 額		
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算1			④
					通常 加算2			⑤
月分	差引額	①		重加算金	通常 加算			⑦
					通常 加算			⑧
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)				
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算1			④
					通常 加算2			⑤
月分	差引額	①		重加算金	通常 加算			⑦
					通常 加算			⑧
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)				
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算1			④
					通常 加算2			⑤
月分	差引額	①		重加算金	通常 加算			⑦
					通常 加算			⑧
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)				
合 計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算1			④
					通常 加算2			⑤
差引額	①		重加算金	通常 加算			⑦	
				通常 加算			⑧	
			納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)					

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって、指定納期限までに納入(付)してください。
納入(付)場所は納入(付)書の裏面に記載しています。
延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入(付)書を送付します。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

【旧】

第27号様式その8 (第18条関係)

軽油引取税の更正 (決定) 及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所(所在地)

氏名(名称)

様

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。
年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

事業者コード	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税 額		加 算 金			率%	金 額
		課税標準量	税 額	区 分	基本税額	金 額		
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算1			④
					通常 加算2			⑤
月分	差引額	①		重加算金	通常 加算			⑦
					通常 加算			⑧
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)				
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算1			④
					通常 加算2			⑤
月分	差引額	①		重加算金	通常 加算			⑦
					通常 加算			⑧
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)				
年	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算1			④
					通常 加算2			⑤
月分	差引額	①		重加算金	通常 加算			⑦
					通常 加算			⑧
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)				
合 計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算			②
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算1			④
					通常 加算2			⑤
差引額	①		重加算金	通常 加算			⑦	
				通常 加算			⑧	
			納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)					

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって指定納期限までに指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、九州内(沖縄県を除く。)のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入(付)してください。
延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【新】

第27号様式その9 (第18条関係)

ゴルフ場利用税の更正(決定)及び加算金 決定通知書
納額告知書

住所(所在地)

氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

登録番号	
施設名	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要
		利用人員	税 額	区 分	基本税額	率%	金 額	
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
合計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				

この通知書による不足税額等を、同封の納入書によって、指定納期限までに納入してください。
納入場所は納入書の裏面に記載しています。
延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入書を送付します。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

【旧】

第27号様式その9 (第18条関係)

ゴルフ場利用税の更正(決定)及び加算金 決定通知書
納額告知書

住所(所在地)

氏名(名称)

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正(決定)したので通知します。

年 月 日 印
福岡県 県税事務所長

登録番号	
施設名	
指定納期限	

行為年月	区分	本 税		加 算 金				摘要
		利用人員	税 額	区 分	基本税額	率%	金 額	
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月分	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
合計	確定額			過少申告 加算金	通常 加算		②	
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算		④	
	差引額		①	重加算金			⑥	
				納付すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				

この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって指定納期限までに指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、九州内(沖縄県を除く。)のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入(付)してください。
延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入書を送付します。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なお、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

債権(給与)差押通知書付表

給与の差押禁止額については、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条に下記のとおり規定されていますので、差押金額(当事務所に支払う金額)は、お手数ですが、次の算式により計算してください。

滞納者

算式		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
①	給与等の総額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
②	(ア) 源泉徴収所得税額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(イ) 特別徴収される <u>区市町村民税等の額</u>	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(ウ) 社会保険料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(エ) (100,000円+45,000円 ×親族の数)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
③	(①-②) × $\frac{20}{100}$	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
差押金額	① - (② + ③)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

注 1 ②欄の(ア)の「源泉徴収所得税額」とは、所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条(年末調整)、第192条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額をいいます。

2 ②欄の(イ)の「特別徴収される区市町村民税等の額」とは、地方税法第41条第1項(個人の道府県民税の賦課徴収)及び第321条の3(個人の市町村民税の特別徴収)並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条第1項の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される県民税及び市町村民税並びに森林環境税に相当する金額をいいます。

3 ②欄の(ウ)の「社会保険料」とは、健康保険法第167条第1項(報酬からの保険料の控除)その他の法律又は条例の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法第74条第2項(社会保険料の控除)に掲げるものをいう。)に相当する金額をいいます。

4 ②欄の(エ)の100,000円及び45,000円は、給与等の支給の基礎となった期間が1月である場合の金額ですから、支給の基礎となった期間が1月を超える場合は、その金額に月数を乗じて得た金額となります。例えば、給与等が2か月分であるときは、(100,000円+45,000円×親族の数)×2となります。なお、賞与及びその性質を有する給与と給料等が同一月内に支給されるときは、これらの合計額をその月の給与等とみなすことになっておりますので、賞与等と給料等について各別に上記による計算金額を控除することはできません。

5 ②欄の(エ)の「親族の数」とは、滞納者と生計を一にする親族(配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族)の数をいい、滞納者は含まれません。

6 ③欄の[(①-②) × $\frac{20}{100}$]の金額が(エ)の金額の2倍に相当する金額を超えるときは、その金額を③欄に記載します。

債権(給与)差押通知書付表

給与の差押禁止額については、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条に下記のとおり規定されていますので、差押金額(当事務所に支払う金額)は、お手数ですが、次の算式により計算してください。

滞納者

算式		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
①	給与等の総額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
②	(ア) 源泉徴収所得税額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(イ) 特別徴収される <u>区市町村民税等の額</u>	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(ウ) 社会保険料	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(エ) (100,000円+45,000円 ×親族の数)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	計(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
③	(①-②) × $\frac{20}{100}$	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
差押金額	① - (② + ③)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

注 1 ②欄の(ア)の「源泉徴収所得税額」とは、所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条(年末調整)、第192条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額をいいます。

2 ②欄の(イ)の「特別徴収される区市町村民税等の額」とは、地方税法第41条第1項(個人の道府県民税の賦課徴収)及び第321条の3(個人の市町村民税の特別徴収)の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される県民税及び市町村民税に相当する金額をいいます。

3 ②欄の(ウ)の「社会保険料」とは、健康保険法第167条第1項(報酬からの保険料の控除)その他の法律又は条例の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法第74条第2項(社会保険料の控除)に掲げるものをいう。)に相当する金額をいいます。

4 ②欄の(エ)の100,000円及び45,000円は、給与等の支給の基礎となった期間が1月である場合の金額ですから、支給の基礎となった期間が1月を超える場合は、その金額に月数を乗じて得た金額となります。例えば、給与等が2か月分であるときは、(100,000円+45,000円×親族の数)×2となります。なお、賞与及びその性質を有する給与と給料等が同一月内に支給されるときは、これらの合計額をその月の給与等とみなすことになっておりますので、賞与等と給料等について各別に上記による計算金額を控除することはできません。

5 ②欄の(エ)の「親族の数」とは、滞納者と生計を一にする親族(配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族)の数をいい、滞納者は含まれません。

6 ③欄の[(①-②) × $\frac{20}{100}$]の金額が(エ)の金額の2倍に相当する金額を超えるときは、その金額を③欄に記載します。

【新】

国税徴収法第76条（給与の差押禁止）

- 1 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき2以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。
 - 一 所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第212条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給与等につき徴収される所得税に相当する金額
 - 二 地方税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の法令の規定によりその給与等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税並びに**森林環境税**に相当する金額
 - 三 健康保険法（大正11年法律第70号）第167条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給与等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額
 - 四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
 - 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）
- 2 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。
- 3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第1項の規定を適用する。この場合において、同項第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となった期間が1月であるものとみなす。
- 4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。
 - 一 所得税法第199条（退職所得に係る源泉徴収義務）又は第212条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額
 - 二 第1項第2号及び第3号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
 - 三 第1項第4号に掲げる金額で同号に規定する期間を1月として算定したものの3倍に相当する金額
 - 四 退職手当等の支給の基礎となった期間が5年をこえる場合には、そのこえる年数1年につき前号に掲げる金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額
- 5 第1項、第2項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

国税徴収法施行令第34条（給料等の差押禁止の基礎となる金額）

法第76条第1項第4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに100,000円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他親族があるときは、これらの者1人につき45,000円を加算した金額）とする。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「当事務所」を「福岡県」に改めること。

【旧】

国税徴収法第76条（給与の差押禁止）

- 1 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき2以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。
 - 一 所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第212条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給与等につき徴収される所得税に相当する金額
 - 二 地方税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給与等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
 - 三 健康保険法（大正11年法律第70号）第167条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給与等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額
 - 四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
 - 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）
- 2 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。
- 3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第1項の規定を適用する。この場合において、同項第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となった期間が1月であるものとみなす。
- 4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。
 - 一 所得税法第199条（退職所得に係る源泉徴収義務）又は第212条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額
 - 二 第1項第2号及び第3号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
 - 三 第1項第4号に掲げる金額で同号に規定する期間を1月として算定したものの3倍に相当する金額
 - 四 退職手当等の支給の基礎となった期間が5年をこえる場合には、そのこえる年数1年につき前号に掲げる金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額
- 5 第1項、第2項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

国税徴収法施行令第34条（給料等の差押禁止の基礎となる金額）

法第76条第1項第4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに100,000円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他親族があるときは、これらの者1人につき45,000円を加算した金額）とする。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「当事務所」を「福岡県」に改めること。

【新】

第61号の109様式（第31条関係）

換価執行決定取消通知書		第	号
		年	月 日
様			
福岡県 県税事務所長		印	
<p>国税徴収法第89条の3の規定の例により、下記の財産に係る換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定の例により通知します。</p>			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
換価執行決定年月日		年 月 日	
参加差押財産			
連絡先	所属	氏名	電話

- 備考 1 国税徴収法第89条の3第3項の規定の例により、換価同意行政機関等、滞納者、行政機関等に通知する場合（同法第89条の4の規定により、換価を続行する場合を除く。）に使用すること。
- 2 特定参加差押えの解除により換価執行決定を取り消す場合は、参加差押えを解除した旨を付記すること。
- 3 書類の引渡しを行う場合、滞納者及び行政機関等に通知するときは「国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定の例により換価同意行政機関等である〇〇に引き渡します。」又は「国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定の例により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした〇〇に引き渡します。」等を様式本文に追記すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

【旧】

第61号の109様式（第31条関係）

換価執行決定取消通知書		第	号
		年	月 日
様			
福岡県 県税事務所長		印	
<p>国税徴収法第89条の3の規定の例により、下記の財産に係る換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定の例により通知します。</p>			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
換価執行決定年月日		年 月 日	
参加差押財産			
連絡先	所属	氏名	電話

- 備考 1 換価同意行政機関等、滞納者、行政機関等に通知するために使用すること。
- 2 特定参加差押えの解除により換価執行決定を取り消す場合は、参加差押えを解除した旨を付記すること。
- 3 書類の引渡しを行う場合、滞納者及び行政機関等に通知するときは「国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定の例により換価同意行政機関等である〇〇に引き渡します。」又は「国税徴収法施行令第42条の3第4項の規定の例により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした〇〇に引き渡します。」等を様式本文に追記すること。
- 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

【新】

第61号の110様式（第31条関係）

換価執行決定取消通知書 兼公売手続の続行通知書				第	号	
				年	月	日
様						
福岡県 県税事務所長				印		
<p>国税徴収法第89条の3の規定の例により、下記の財産に係る換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定の例により通知します。</p> <p>なお、当所の参加差押えについて差押えの効力が生じたため、国税徴収法第89条の4の規定の例により、公売手続は続行します。</p>						
滞納者	住（居）所					
	氏名					
換価執行決定年月日		年 月 日				
参加差押財産						
連絡先	所属	氏名	電話			

- 備考 1 国税徴収法第89条の3第3項の規定の例により、滞納者及び特定参加差押不動産につき交付要求をした行政機関等に通知する場合で、同法第89条の4の規定の例により、換価を続行する場合に使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

【旧】

第61号の110様式（第31条関係）

換価執行決定取消通知書 兼公売手続の続行通知書				第	号	
				年	月	日
様						
福岡県 県税事務所長				印		
<p>国税徴収法第89条の3の規定の例により、下記の財産に係る換価執行決定を取り消したので、同条第3項の規定の例により通知します。</p> <p>なお、当所の参加差押えについて差押えの効力が生じたため、国税徴収法第89条の4の規定の例により、公売手続は続行します。</p>						
滞納者	住（居）所					
	氏名					
換価執行決定年月日		年 月 日				
参加差押財産						
連絡先	所属	氏名	電話			

- 備考 1 国税徴収法第89条の3第3項の規定の例により、換価同意行政機関等、滞納者及び交付要求をした行政機関等に通知するために使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

福岡県 県税事務所長 殿

福岡県 県税事務所長 殿

市町村 長 印

市町村 長 印

法人番号

法人番号

年度 現年課税分 個人県民税及び森林環境税の賦課額 決定変更 報告書

年度 現年課税分 個人県民税及び森林環境税の賦課額 決定変更 報告書

Table with columns for '区分', '項目', '当初調定額等', '合計の動', '3月31日現在の調定額等'. Rows include '県民税', '市町村税', '森林環境税', and summary rows for '県民税及び市町村民税の合算額', '県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額', '県民税按分率', and '森林環境税按分率'.

Table with columns for '区分', '項目', '当初調定額等', '合計の動', '3月31日現在の調定額等'. Rows include '県民税', '市町村税', '森林環境税', and summary rows for '県民税及び市町村民税の合算額', '県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額', '県民税按分率', and '森林環境税按分率'.

Table with columns for '区分', '項目', '県民税均等割を納める人', '森林環境税を納める人', '県民税所得割を納める人', '県民税納税義務者(計)', '県民税納税義務者数の異動', '県民税均等割を納める人', '森林環境税を納める人', '県民税所得割を納める人', '県民税納税義務者(計)'. Rows include '普通徴収人員', '特別徴収人員', '退職分離課税人員', and '合計'.

Table with columns for '区分', '項目', '県民税均等割を納める人', 'うち森林環境税を納める人', '県民税所得割を納める人', '県民税納税義務者(計)', '県民税納税義務者数の異動', '県民税均等割を納める人', 'うち森林環境税を納める人', '県民税所得割を納める人', '県民税納税義務者(計)'. Rows include '普通徴収人員', '特別徴収人員', '退職分離課税人員', and '合計'.

摘要(3)欄(人)の算出説明、その他説明を要する事項等

摘要(3)欄(人)の算出説明、その他説明を要する事項等

Calculation box for '特徴按分率' showing the formula: (2) + (2) / ((2) + (2) + (9) + (9)). Includes instructions for '翌年度の収入となるべき額' and '翌年の収入となる均等割の人員(国)'.

Calculation box for '特徴按分率' showing the formula: (2) + (2) / ((2) + (2) + (9) + (9)). Includes instructions for '翌年度の収入となるべき額' and '翌年の収入となる均等割の人員(国)'.

- 注 1 賦課額変更報告書で「翌年度の収入となるべき額」を分解方法により算出している市町村は、[]内の①を②、③と読み替えること。
注 2 県民税額及び森林環境税額は、それぞれ納税義務者(23)～(26)欄の各区分に対応するものであること。
注 3 賦課額決定報告書は7月10日、賦課額変更報告書は4月30日までに提出すること。

- 注 1 賦課額変更報告書で「翌年度の収入となるべき額」を分解方法により算出している市町村は、[]内の①を②、③と読み替えること。
注 2 県民税額及び森林環境税額は、それぞれ納税義務者(23)～(26)欄の各区分に対応するものであること。
注 3 賦課額決定報告書は7月10日、賦課額変更報告書は4月30日までに提出すること。

徴収取次費の基礎となる納税義務者数

徴収取次費の基礎となる納税義務者数

第67号様式その1 (第35条関係)
(滞納繰越分5月決算市町村用)

【新】

(表)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市
町 長
村



法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

㉑ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村)	%
㉒ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
㉓ 本年3月31日現在の森林環境税按分率(県・市町村・国)	%

1 現年課税分

区 分	令和6年度以後分			
	㉑ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	㉒ 県民税の額 (㉑)×(㉓)	市町村民税の額	森林環境税の額 (㉑)×(㉔)
① 本年3月31日現在の調定額	円			
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
徴収猶予の額			摘要	
滞納処分執行停止の額				
その他				
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額		(ホ)		円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額		④⑥-(ホ)		円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

第67号様式その1 (第35条関係)
(滞納繰越分5月決算市町村用)

【旧】

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市
町 長
村



法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

㉑ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村)	%
㉒ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
㉓ 本年3月31日現在の森林環境税按分率(県・市町村・国)	%

1 現年課税分

区 分	令和6年度以後分			
	㉑ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	㉒ 県民税の額 (㉑)×(㉓)	市町村民税の額	森林環境税の額 (㉑)×(㉔)
① 本年3月31日現在の調定額	円			
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ③-(④-⑤)-⑥	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
徴収猶予の額			摘要	
滞納処分執行停止の額				
その他				
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額		(ホ)		円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額		④⑥-(ホ)		円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

2 滞納繰越分

区 分	令和5年度以前分			令和6年度以後分				
	㉑ 県民税・市町村民税の合算額	㉒ 県民税の額 (㉑)×(㉓)	市町村民税の額	㉑ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	㉒ 県民税の額 (㉑)×(㉓)	市町村民税の額	㉔ 森林環境税の額 (㉑)×(㉔)	
① 前年6月1日現在の滞納繰越分調定額	円			円				
② 前年6月1日から本年5月31日までの間における調定減少額								
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円	円	円	円	
④ 前年6月1日から本年5月31日までの間における収入額								
⑤ 還付未済額								
⑥ 上欄の期間における欠損額								
翌年度へ繰り越す本年5月31日現在の滞納繰越分 ③-(④-⑤)-⑥	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	
徴収猶予の額							摘要	
滞納処分執行停止の額								
その他								
前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融機関等への県民税の払込済税額	(h)		円	前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融機関等への県民税の払込済税額	(i)			円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額		④⑥-(h)	円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	④⑥-(i)			円

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第4項に該当するもの		法第15条の7第5項に該当するもの		法第18条第1項に該当するもの			
				うち滞納処分執行停止期間中に5年の時効到来により消滅したもの			
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額
件	円	件	円	件	円	件	円

3 翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税額
現年課税分	(イ) 円	(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円
滞納繰越分	(a)+(d)	(b)+(e)	(c)+(f)	(g)
合計				

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

【新】

第67号様式その2(第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

市 町 長 殿
村

法人番号

年度 現年課税分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

㉑ 本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村)	%
㉒ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
㉓ 本年3月31日現在の森林環境税按分率 (県・市町村・国)	%

区 分	令和6年度以後分			
	㉗ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	㉘ 県民税の額 (㉗×㉙)	市町村民税の額	森林環境税の額 (㉗×㉚)
㉑ 本年3月31日現在の調定額	円			
㉒ 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額				
㉓ 差引調定額(㉑-㉒)	円	円	円	円
㉔ 本年度中の収入済額				
㉕ 還付未済額				
㉖ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ㉓ - (㉑ - ㉒) - ㉖	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
繰越額の 内訳	摘要			
徴収猶予の額				
滞納処分執行停止の額				
その他				
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額	(ホ)	円		
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	㉔(イ) - (ホ)	円		

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税額
現年課税分	(イ) 円	(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円
滞納繰越分	(j) _____	(k) _____	(l) _____	(m) _____
合計				

- 注 1 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。
2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納繰越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

【旧】

第67号様式その2(第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

市 町 長 殿
村

法人番号

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

㉑ 本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村)	%
㉒ 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
㉓ 本年3月31日現在の森林環境税按分率 (県・市町村・国)	%

1 現年課税分

区 分	令和6年度以後分			
	㉗ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	㉘ 県民税の額 (㉗×㉙)	市町村民税の額	森林環境税の額 (㉗×㉚)
㉑ 本年3月31日現在の調定額	円			
㉒ 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額				
㉓ 差引調定額(㉑-㉒)	円	円	円	円
㉔ 本年度中の収入済額				
㉕ 還付未済額				
㉖ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ㉓ - (㉑ - ㉒) - ㉖	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
繰越額の 内訳	摘要			
徴収猶予の額				
滞納処分執行停止の額				
その他				
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済税額	(ホ)	円		
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	㉔(イ) - (ホ)	円		

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

2 翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税額
現年課税分	(イ) 円	(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円
滞納繰越分	(a) + (d)	(b) + (e)	(c) + (f)	(g)
合計				

- 注 1 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。
2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納繰越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

【新】

第67号様式その3 (第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市 町 長 村 印
法人番号

年度 滞納繰越分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Table with 2 columns: Item (e.g., 本年3月31日現在の県民税徴収率) and Percentage (%).

Main table for reporting arrears, including columns for '令和5年度以前分' and '令和6年度以後分', with rows for '滞納繰越分当初測定額', '前年4月1日から本年3月31日までの間における測定減少額', etc.

Summary table for '令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計', including rows for '滞納繰越分当初測定額', '前年4月1日から本年3月31日までの間における測定減少額', etc.

Table for '滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳', detailing non-payment and loss processing by article number.

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること。

【旧】

第67号様式その3 (第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市 町 長 村 印
法人番号

年度 個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Table with 2 columns: Item (e.g., 本年3月31日現在の県民税徴収率) and Percentage (%).

Main table for reporting arrears, including columns for '令和5年度以前分' and '令和6年度以後分', with rows for '滞納繰越分当初測定額', '前年4月1日から本年3月31日までの間における測定減少額', etc.

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

Table for '滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳', detailing non-payment and loss processing by article number.

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること。

【新】

【旧】

第70号様式その1 (第36条の2関係)

第70号様式その1 (第36条の2関係)

(表)

第 年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市 町 長 村

市 町 長 村

法人番号

法人番号

年度 現年課税 滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る調定収入状況等報告書

年度 現年課税 滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る調定収入状況等報告書

(年 月 収入 ・ 年 月 払込分)

払込日付

(分) (月分)

払込日付

Table with 4 main columns: 区分, 前月までの通計, 本月分 (調定額, 減額), 差引通計. Includes sub-sections for 令和5年度以前分 and 令和6年度以後分, and a summary table for 各種加算金.

Table with 4 main columns: 区分, 前月までの通計, 本月分 (調定額, 減額), 差引通計. Includes sub-sections for 令和5年度以前分 and 令和6年度以後分, and a summary table for 各種加算金.

Table with 4 main columns: 区分, 前月までの通計, 本月分 (調定額, 減額), 差引通計. Includes sub-sections for 令和5年度以前分及令和6年度以後分の合計 and a summary table for 各種加算金.

Table showing 収入済額 (Income Paid) with columns for 前月までの通計, 本月分収入額, 県民税・市町村民税・森林環境税の滞り, 県民税・市町村民税・森林環境税のその他の増減額, 差引通計, 収入未済額, and 収入率.

Table showing 県民税 (County Resident Tax) with columns for 払い込むべき税額 (Tax to be paid), 県民税払込按分率 (County Resident Tax payment rate), 前月までの払込額 (Previous month's payment), 本月分の払込額 (This month's payment), 払込額通計 (Total payment), and 差引払込み過不足額 (Difference in payment).

Table showing 森林環境税 (Forest Environment Tax) with columns for 払い込むべき税額 (Tax to be paid), 森林環境税払込按分率 (Forest Environment Tax payment rate), 払い込み予定税額 (Estimated tax to be paid), ⑥以外の滞り等の額 (Amount of delay other than ⑥), 滞り等の額の通計 (Total amount of delay), ⑥以外の滞納等の額 (Amount of non-payment other than ⑥), 滞納等の額の通計 (Total amount of non-payment), and 払い込むべき税額 (Tax to be paid).

- 注 1 現年課税分、滞納繰越分はそれぞれ別葉で提出すること。
2 現年課税分の調定件数を記載する場合は、県民税に係る件数のうち、新規に課税した人員のみを記載し、括弧書きには納税通知書及び特別徴収義務者を経て通知する通知書の数並びに分離課税に係る納税通知書の数の合計数を記載すること。
3 滞納繰越分の当初報告についての記載は本月分の件数欄に滞納人員を記載すること。
4 その他の増減額は、年度、科目の誤りによる更正又は誤計算等により修正すべき額を記載し、明細書を添付すること。
5 各種加算金については、県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額によって算出した額をそれぞれ記載すること。なお、加算金の払込みについての報告書は、第70号様式その2を使用すること。
6 不納欠損額(各加算金も含む。)についてはその処理の決定の都度、当該年度の県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額による件数及び金額の通計を記載すること。
7 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到着するように提出すること。

【新】

(表)

収入済額 (令和5年度以前分: 県民税及び市町村民税の合算額、令和6年度以後分: 県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)							
	前月までの通計 (⑦)	本月分収入額 (⑧)	県民税・市町村民税・ 森林環境税の還付額 (⑨)	県民税・市町村民税・ 森林環境税のその他の 増減額(⑩)	差引通計 (⑪)=⑦+⑧-⑨+⑩	収入未済額 (⑫-⑬) (⑬-⑪)	収入率 (⑬/⑫)
令和5年度以前分	()	()	()	()	()	()	
令和6年度以後分							
合計	()	()	()	()	()	()	

県民税	払い込むべき税額		払込額			
	県民税払込 率分率(⑬)	払い込むべき税額 (⑬×⑪)	前月までの 払込額通計(⑭)	本月分の払込額 (⑮)	払込額通計 (⑮+⑭)	差引払込み過不足額 (⑮-⑭)
令和5年度以前分	※県・市町村の払込率分率	()	()	()	()	
令和6年度以後分	※県・市町村・国の払込率分率					
合計		()	()	()	()	

森林環境税	払い込むべき税額					
	森林環境税 払込率分率(⑯)	払い込み予定税額 (⑯×⑪+⑰)	⑱以外の還付等の額 (⑲)	還付等の額の通計 (⑲+⑲の通計)	⑳以外の返納等の額 (㉑)	返納等の額の通計 (㉑+㉑の通計)
令和6年度以後分	※県・市町村・国の払込率分率					

- 注 1 現年課税分、滞納繰越分はそれぞれ別表で提出すること。
 2 現年課税分の滞納件数を記載する場合は、滞納税に係る件数のみを記載すること。また、新規に課税した人員のみを記載し、括弧には納税通知書及び特別徴収義務者を経て通知する通知書の数並びに分譲課税に係る納税通知書の数の合計数を記載すること。
 3 収入済額、県民税の払い込むべき税額及び払込額を記載する場合は、平成18年度以前課税分については令和5年度以前分の欄の括弧に内数を記載すること。
 4 滞納繰越分の当初報告についての記載は本月分の件数欄に滞納人員を記載すること。
 5 その他の増減額は、年度、科目の誤りによる更正、誤計算等により修正すべき額を記載し、明細書を添付すること。
 6 各種加算金については、県民税及び市町村民税の合算額によって算出した額をそれぞれ記載すること。なお、加算金の払込みについての報告書は、規則第70号様式その2を使用すること。
 7 不納欠損額(各加算金を含む。)についてはその処理の決定の都度、当該年度の県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額による件数及び金額の通計を記載すること。
 8 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到着するように提出すること。

【新】

第70号様式その2 (第36条の2関係)

(表)

第 年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

市長
町長
村長

印

法人番号

年度 現年課税 滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る税外徴収金の収入状況等報告書

(年 月 日収入 ・ 年 月 日払込分)

Table with 4 main columns: 区分, 令和5年度以前分, 令和6年度以後分, 差引通計. Rows include 延滞金, 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金.

Table with 4 main columns: 区分, 令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計, 差引通計. Rows include 延滞金, 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金.

【旧】

第70号様式その2 (第36条の2関係)

第 年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

市長
町長
村長

印

法人番号

年度 現年課税 滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る税外徴収金の収入状況等報告書 (年 月 日) (年 月 日)

Table with 4 main columns: 区分, 令和5年度以前分, 令和6年度以後分, 差引通計. Rows include 延滞金, 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金.

Table with 8 main columns: 区分, 令和5年度以前分, 令和6年度以後分, 払い込むべき金額の合計, 前月までの払込金額通計, 本月分払込金額, 払込金額通計, 払込未済額. Rows include 延滞金, 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金.

Table with 8 main columns: 区分, 按分率, 払い込み予定税額, ⑦以外の還付等の額, 還付等の額の通計, その他の返納等の額, 返納等の額の通計, 払い込むべき金額. Rows include 延滞金.

- 注 1 現年課税分と滞納繰越分の区分については、加算金についてのみ行い、それぞれ別紙で提出すること。
注 2 延滞金については、すべて(現年課税分、滞納繰越分とも)現年課税分に総額を記載し提出すること。
注 3 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到達するよう提出すること。

【新】

(裏)

県民税に係る税外徴収金の払込金額（令和5年度以前分）						
区 分	県民税払込按分率 (県・市町村) (⑨)	払い込むべき 金額 (⑩=④×⑨)	前月までの払込金 額通計(⑪)	本月分払込金額 (⑫)	払込金額通計 (⑬=⑪+⑫)	払込未済額 (⑭=⑬)
延滞金		()円	()円	()円	()円	円
過少申告加算金		()	()	()	()	
不申告加算金		()	()	()	()	
重加算金		()	()	()	()	

県民税に係る税外徴収金の払込金額（令和6年度以後分）						
区 分	県民税払込按分率 (県・市町村・国) (⑭)	払い込むべき 金額 (⑮=⑧×⑭)	前月までの払込金 額通計(⑯)	本月分払込金額 (⑰)	払込金額通計 (⑱=⑯+⑰)	払込未済額 (⑲=⑱)
延滞金		円	円	円	円	円
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						

県民税に係る税外徴収金の払込金額（令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計）						
区 分	県民税払込按分率	払い込むべき金額	前月までの払込金 額通計	本月分払込金額	払込金額通計	払込未済額
延滞金		()円	()円	()円	()円	円
過少申告加算金		()	()	()	()	
不申告加算金		()	()	()	()	
重加算金		()	()	()	()	

森林環境税に係る税外徴収金の払込金額(令和6年度以後分)							
区 分	按分率(⑲)	払い込み予定金額 (⑳=⑧×⑲)	①以外の還付等 の通計(㉑)	還付等の額 の通計 (㉒=㉑の通計)	その他の返納等 の額(㉓)	返納等の額の通計 (㉔=㉓の通計)	払い込むべき金額 (㉕=㉒-㉓+㉔)
延滞金		円	円	円	円	円	円
			前月までの払込金 額通計(㉖)	本月分払込金額 (㉗)	払込金額通計 (㉘=㉖+㉗)	払込未済額 (㉙=㉘)	円

- 注 1 現年課税分と滞納繰越分の区分については、加算金についてのみ行い、それぞれ別紙で提出すること。
- 2 延滞金については、すべて(現年課税分、滞納繰越分とも)現年課税分の令和5年度以前分又は令和6年度以後分の欄に、それぞれ総額を記載すること。
- 3 取入済額、県民税の払い込むべき税額及び払込金額を記載する場合は、平成18年度以前課税分については令和5年度以前分の欄の括弧に内数を記載すること。
- 4 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到達するよう提出すること。

【新】

第71号様式(第37条関係)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

市町長村

印

年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書 (月 から 月 までの分)

Table with columns for '区分', '基数', and '徴収取扱費額'. It includes rows for '普通徴収に係る納税通知書の数', '特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数', '地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定通知書の数', and a summary section for '報告次の県民税払込分率'.

【旧】

第71号様式(第37条関係)

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

市町長村

印

年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書 (月 から 月 までの分)

Table with columns for '区分', '基数', and '徴収取扱費額'. It includes rows for '普通徴収に係る納税通知書の数', '特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数', '地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定通知書の数', and a summary section for '報告次の県民税払込分率'.

【新】

- 注1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費について適用されるものであること。
- 2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。
- 3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。
- 4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。

当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記の按分率を用いて算出した額(円未満端数切捨)とし、算式(還付・充当又は支出した金額×按分率)を含めて記載する。

第1次分 県民税確定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税確定按分率」という。)
 ただし、(C)欄及び(D)欄について、令和5年度以前分に係るものは県民税確定按分率(県・市町村)を用いること。
 また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄及び(D)欄の基数は2行に分けて記載し、⑥欄及び⑦欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第2～第4次分 県民税特定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税特定按分率」という。)
 ただし、(C)欄及び(D)欄について、令和5年度以前分に係るものは県民税特定按分率(県・市町村)を用いること。
 また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄及び(D)欄の基数は2行に分けて記載し、⑥欄及び⑦欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

なお、地方自治法第252条の19第1項の市(指定都市)については、退職分離課税分に下記の按分率を用いること。
 また、退職分離課税以外分があり複数の按分率が混在する場合は、(C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は複数行に分けて記載し、⑥欄、⑦欄及び⑧欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第1次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率
 第2～第4次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

- 5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。
- 第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a
 第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b
 第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c
 第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)
 第2～第4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。
- 6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。(G)欄の基数に乗じる金額は、既交付時の単価によること。
- 7 内訳欄の括弧内は、それぞれの件数を記載すること。
- 8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。

【旧】

- 注1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費について適用されるものであること。
- 2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。
- 3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。
- 4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。

当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記の按分率を用いて算出した額(円未満端数切捨)とし、算式(還付・充当又は支出した金額×按分率)を含めて記載する。

第1次分 県民税確定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税確定按分率」という。)

第2～第4次分 県民税特定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税特定按分率」という。)

なお、地方自治法第252条の19第1項の市(指定都市)については、令和6年度以後は下記の按分率を用いること。
 また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は複数行に分けて記載し、⑥欄、⑦欄及び⑧欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第1次分(退職分離課税以外) 退職分離課税以外に係る前年度県民税確定按分率
第1次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率
第2～第4次分(退職分離課税以外) 当該年度県民税特定按分率
第2～第4次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

- 5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。
- 第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a
 第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b
 第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c
 第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)
 第2～第4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。
- 6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。(G)欄の基数に乗じる金額は、既交付時の単価によること。
- 7 内訳欄の括弧内は、それぞれの件数を記載すること。
- 8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。
- 9 複写とし、上紙は市町村が保管し、下紙は県税事務所に提出すること。

【新】

第92号様式(第58条関係)

		登録番号	
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		年 月分ゴルフ場利用税納入申告書	
個人番号又は法人番号(右詰で記載)			
特別徴収 義務者	住所又は所在地 〒 TEL	氏名又は名称及び代表者 (担当者氏名及び連絡先) TEL	
	所在地 〒 TEL	名称	
ゴルフ場			
区 分		利用人員	等 級
等級変更なし又は 変更前	一 般		
	軽 減		
	特 定 競 技 早朝・薄暮		
	小 計		
	期 間	日 ~ 日	営業日数
等級変更後	一 般		
	軽 減		
	特 定 競 技 早朝・薄暮		
	小 計		
	期 間	日 ~ 日	営業日数
非課税	18歳未満		
	70歳以上		
	障がい者		
	国民スポーツ大会		
	学 生 等		
	国際競技大会		
免課 除税	小 計		
	県民スポーツ大会		
	ねんりん大会		
合 計			
摘要		不申告加算金	

【旧】

第92号様式(第58条関係)

		登録番号	
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		年 月分ゴルフ場利用税納入申告書	
個人番号又は法人番号(右詰で記載)			
特別徴収 義務者	住所又は所在地 〒 TEL	氏名又は名称及び代表者	
	所在地 〒 TEL	名称	
ゴルフ場			
区 分		利用人員	等 級
等級変更なし又は 変更前	一 般		
	軽 減		
	特 定 競 技 早朝・薄暮		
	小 計		
	期 間	日 ~ 日	営業日数
等級変更後	一 般		
	軽 減		
	特 定 競 技 早朝・薄暮		
	小 計		
	期 間	日 ~ 日	営業日数
非課税	18歳未満		
	70歳以上		
	障 害 者		
	国 体 競 技		
	学 生 等		
	国際競技大会		
免課 除税	小 計		
	県民スポーツ大会		
	ねんりん大会		
合 計			
摘要		不申告加算金	

<input type="checkbox"/> 新規登録 (新車) <input type="checkbox"/> 新規登録 (中古車) <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 1. 売買 2. 相続 <input type="checkbox"/> 3. 贈与 4. 所有権留保解除 <input type="checkbox"/> 5. その他 ()		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 <input type="checkbox"/> 4. 減免 (障がい者・その他) <input type="checkbox"/> 5. 免税点以下 6. 商品車 <input type="checkbox"/> 7. その他 ()		<input type="checkbox"/> 種別制 <input type="checkbox"/> 環境性能制		自動車税 (環境性能制・種別制) 申告書 (報告書) 知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日			
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)	登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)	登録 (取付・変更・添車等) 年月日 年 月 日	初年度登録年月 (初年度検査年月) 年 月 日	用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特種用途自動車 () 10. その他 () 11. バス (一般貨物用)				種別 1. 普通 2. 小型 3. 二輪 1. 営業用 2. 自家用		車名 (通称名) 型式	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種番等を左記で記入)		車体寸法 長さ kg (幅 kg) 高さ kg cm cm cm		車内重量 車外重量 車台番号 (7桁での) 種別区分番号		燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()		取得前の用途 1. 営業用 2. 自家用 3. その他 ()		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他 ()	
納税 (申告・報告) 義務者 (氏名) 氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号 (左記で記入)		課税標準額 円		課税標準額 円		税額 円 / 100 円		税率区分 記載要領 14 を参照		種別割 減免額・減免後の額	
所有権者 (氏名) 氏名又は名称 住所又は所在地		税額の合計 円		納税済証		記載要領 16 を参照		環境性能制 減免額・減免後の額		備考 1. 自動車税の種別割は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者 (買主) が納税義務者となります。 2. 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。 3. 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。	
使用者 (氏名) 氏名又は名称 住所又は所在地		(額収印)		(納税済証)		記載要領 17 を参照		環境性能制 減免額・減免後の額		文字はかき書で、ていねいに記入してください。	

(※) この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

<input type="checkbox"/> 新規登録 (新車) <input type="checkbox"/> 新規登録 (中古車) <input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 1. 売買 2. 相続 <input type="checkbox"/> 3. 贈与 4. 所有権留保解除 <input type="checkbox"/> 5. その他 ()		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 <input type="checkbox"/> 4. 減免 (障がい者・その他) <input type="checkbox"/> 5. 免税点以下 6. 商品車 <input type="checkbox"/> 7. その他 ()		<input type="checkbox"/> 種別制 <input type="checkbox"/> 環境性能制		自動車税 (環境性能制・種別制) 申告書 (報告書) 知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日			
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)	登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)	登録 (取付・変更・添車等) 年月日 年 月 日	初年度登録年月 (初年度検査年月) 年 月 日	用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特種用途自動車 () 10. その他 () 11. バス (一般貨物用)				種別 1. 普通 2. 小型 3. 二輪 1. 営業用 2. 自家用		車名 (通称名) 型式	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種番等を左記で記入)		車体寸法 長さ kg (幅 kg) 高さ kg cm cm cm		車内重量 車外重量 車台番号 (7桁での) 種別区分番号		燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()		取得前の用途 1. 営業用 2. 自家用 3. その他 ()		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他 ()	
納税 (申告・報告) 義務者 (氏名) 氏名又は名称 生年月日 年 月 日 電話番号 (左記で記入)		課税標準額 円		課税標準額 円		税額 円 / 100 円		税率区分 記載要領 14 を参照		種別割 減免額・減免後の額	
所有権者 (氏名) 氏名又は名称 住所又は所在地		税額の合計 円		納税済証		記載要領 16 を参照		環境性能制 減免額・減免後の額		備考 1. 自動車税の種別割は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者 (買主) が納税義務者となります。 2. 売買契約書等取引価額を証する書類の写し及び控除額の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。 3. 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。	
使用者 (氏名) 氏名又は名称 住所又は所在地		(額収印)		(納税済証)		記載要領 17 を参照		環境性能制 減免額・減免後の額		文字はかき書で、ていねいに記入してください。	

(※) この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

【新】

自動車税（環境性能割・種別割）連絡票

第112号様式その3（第71条の2、第72条関係）

環境性能割 種別割	運搬支局等	車種区分	かな	番	号
	□□□□	□□□□ (右詰で記入)	□□□□	□□□□	□□□□ (右詰で記入)

環境性能割	□□□, □□□, □□ 00 円
種別割	□, □□□, □ 00 円
納付税額	□□, □□□□, □ 00 円

国 外 に お け る 名 義 の 者 に 関 し て は 「 申 告 者 」 と し て 記 入 す べ し	住所 又は 所在地	
	氏名 又は 名称	
	電話番号	()
環境性能割	減免額・減免後の額	
種別割	減免額・減免後の額	

【旧】

自動車税（環境性能割・種別割）連絡票

第112号様式その3（第71条の2、第72条関係）

環境性能割 種別割	運搬支局等	車種区分	かな	番	号
	□□□□	□□□□ (右詰で記入)	□□□□	□□□□	□□□□ (右詰で記入)

環境性能割	□□□, □□□, □□ 00 円
種別割	□, □□□, □ 00 円
納付税額	□□, □□□□, □ 00 円

国 外 に お け る 名 義 の 者 に 関 し て は 「 申 告 者 」 と し て 記 入 す べ し	住所 又は 所在地	
	氏名 又は 名称	
	電話番号	()
環境性能割	減免額・減免後の額	
種別割	減免額・減免後の額	

【新】

第112号様式その4 (第71条の2、第72条関係)

新規用

申告区分	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)	取得原因	1.売買 2.相続 3.贈与 4.所有権保留解除 5.その他	課税区分	1.課税 2.非課税 3.課税免除 4.減免(除がい者・その他) 5.免税点以下 6.商品車 7.その他	種別別	環境性能別
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) 郵便番号	用途	01.乗用車 02.トラック(貨物) 03.トラック(貨客兼用車) 04.トラック(けん引車) 05.トラック(けん引車) 06.バス(一般乗用) 07.バス(その他) 08.三輪小型 09.特殊用途自動車 10.その他() 11.バス(一般貨切用)	登録(取得・変更・届出等)年月日	年 月 日	初年度登録年月(初年度検査年月)	年 月 日
所有者	住所又は所在地 (左記で記入)	種別	1.普通 2.小型 3.二輪 1.貨乗用 2.自家用	車体の形状	車名(通称名)	型式	
使用者	住所又は所在地 (左記で記入)	車定容積	最大積載量	車両重量	車内総重量	車台番号(ドア枠で可)	種別区分番号
旧所有者	住所又は所在地 (左記で記入)	原動機の型式	長さ kg(幅 kg)	高さ kg	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
旧使用者	住所又は所在地 (左記で記入)	車検有効期限	年 月 日	商品車である場合の古物商許可番号	主たる定置場(※)内に主たる定置場所存在の市町村名を記入	()	
		通常の取得価額	車両本体 (課税標準価額)	000 円	取得前の用途	1.営業用 2.自家用 () 年	所有形態
		付加物	000 円		1.自己所有 2.所有権保留 3.商品車 4.リース車	5.譲渡担保 6.その他()	
		環境性能別	付加物の内訳 (品名) (価額)	円	課税標準額	000 円	税額
		燃費	AT・MT	Δ・B	受・否	記載要領16を参照	
		年税額	000 円		記載要領14を参照		
		税額	000 月/12	000 円			
		税額の合計	000 円				

【旧】

第112号様式その4 (第71条の2、第72条関係)

新規用

申告区分	1.新規登録(新車) 2.新規登録(中古車)	取得原因	1.売買 2.相続 3.贈与 4.所有権保留解除 5.その他	課税区分	1.課税 2.非課税 3.課税免除 4.減免(除がい者・その他) 5.免税点以下 6.商品車 7.その他	種別別	環境性能別
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) 郵便番号	用途	01.乗用車 02.トラック(貨物) 03.トラック(貨客兼用車) 04.トラック(けん引車) 05.トラック(けん引車) 06.バス(一般乗用) 07.バス(その他) 08.三輪小型 09.特殊用途自動車 10.その他() 11.バス(一般貨切用)	登録(取得・変更・届出等)年月日	年 月 日	初年度登録年月(初年度検査年月)	年 月 日
所有者	住所又は所在地 (左記で記入)	種別	1.普通 2.小型 3.二輪 1.貨乗用 2.自家用	車体の形状	車名(通称名)	型式	
使用者	住所又は所在地 (左記で記入)	車定容積	最大積載量	車両重量	車内総重量	車台番号(ドア枠で可)	種別区分番号
旧所有者	住所又は所在地 (左記で記入)	原動機の型式	長さ kg(幅 kg)	高さ kg	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
旧使用者	住所又は所在地 (左記で記入)	車検有効期限	年 月 日	商品車である場合の古物商許可番号	主たる定置場(※)内に主たる定置場所存在の市町村名を記入	()	
		通常の取得価額	車両本体 (課税標準価額)	000 円	取得前の用途	1.営業用 2.自家用 () 年	所有形態
		付加物	000 円		1.自己所有 2.所有権保留 3.商品車 4.リース車	5.譲渡担保 6.その他()	
		環境性能別	付加物の内訳 (品名) (価額)	円	課税標準額	000 円	税額
		燃費	AT・MT	Δ・B	受・否	記載要領16を参照	
		年税額	000 円		記載要領14を参照		
		税額	000 月/12	000 円			
		税額の合計	000 円				

移転変更用及び採消・転出用

申告区分	1. 転入 2. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 転出 4. 抹消登録 5. 転入 6. 抹消登録 7. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途)	取得区分	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権保留解除 5. その他	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (障がい者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他	種別別	環境性能別
登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	旧登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	登録 (取得・変更・転出等) 年月日	年 月 日	初年度登録年月 (初年度登録年月)	年 月 日
用途	01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車) 06. バス (一般乗合用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 () 10. その他 () 11. バス (一般貸切用)	種別	1. 普通 2. 小型 3. 二輪	車体の形状	車名 (通称名)	型式	
住所又は所在地	(都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種別番号を左詰で記入)	原動機の型式	長さ kg () 高さ kg ()	最大積載量	kg	車台番号 (下7桁まで)	種別区分番号
氏名又は名称		正座有効期限	年 月 日	商品車である場合の万物商許可番号		主たる定置場 号 () 内は田主たる定置場所在の市町村名を記入	()
生年月日	年 月 日	通常取得価額	円	車両本体 (課税標準価額)	円	取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他
電話番号	(左詰で記入)	付加物	円	付加物の内訳 (品名) (価額)	円	所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他
住所又は所在地		課税標準額	円	課税標準額	円	申告・届出済みの住所又は所在地	氏名又は名称 () 電話番号 ()
氏名又は名称		税額	円	税額	円	※下の欄には記入しないでください (職員記入)	環境性能別 減免額・減免後の額 種別別 減免額・減免後の額
住所又は所在地		税率区分	記載要領14を参照	税率区分	記載要領14を参照	燃料消費率	km/l
氏名又は名称		種別割増率	円	種別割増率	円	変速装置	AT・MT
		税額	円	税額	円	構造	変・否
		税額の合計	円	税額の合計	円	備考	記載要領16を参照
		(領収印)	納税済証	(領収印)	納税済証		

(※) この控えは重要な証拠になりまますから大切に保存してください。

移転変更用及び採消・転出用

申告区分	1. 転入 2. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 転出 4. 抹消登録 5. 転入 6. 抹消登録 7. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途)	取得区分	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権保留解除 5. その他	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (障がい者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他	種別別	環境性能別
登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	旧登録番号	運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右詰で記入)	登録 (取得・変更・転出等) 年月日	年 月 日	初年度登録年月 (初年度登録年月)	年 月 日
用途	01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車) 06. バス (一般乗合用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 () 10. その他 () 11. バス (一般貸切用)	種別	1. 普通 2. 小型 3. 二輪	車体の形状	車名 (通称名)	型式	
住所又は所在地	(都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種別番号を左詰で記入)	原動機の型式	長さ kg () 高さ kg ()	最大積載量	kg	車台番号 (下7桁まで)	種別区分番号
氏名又は名称		正座有効期限	年 月 日	商品車である場合の万物商許可番号		主たる定置場 号 () 内は田主たる定置場所在の市町村名を記入	()
生年月日	年 月 日	通常取得価額	円	車両本体 (課税標準価額)	円	取得前の用途	1. 営業用 2. 自家用 3. その他
電話番号	(左詰で記入)	付加物	円	付加物の内訳 (品名) (価額)	円	所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他
住所又は所在地		課税標準額	円	課税標準額	円	申告・届出済みの住所又は所在地	氏名又は名称 () 電話番号 ()
氏名又は名称		税額	円	税額	円	※下の欄には記入しないでください (職員記入)	環境性能別 減免額・減免後の額 種別別 減免額・減免後の額
住所又は所在地		税率区分	記載要領14を参照	税率区分	記載要領14を参照	燃料消費率	km/l
氏名又は名称		種別割増率	円	種別割増率	円	変速装置	AT・MT
		税額	円	税額	円	構造	変・否
		税額の合計	円	税額の合計	円	備考	記載要領16を参照
		(領収印)	納税済証	(領収印)	納税済証		

(※) この控えは重要な証拠になりまますから大切に保存してください。

移動変更用及び抹消・転出用

申告区分 1. 輸入 2. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 移動登録 4. 抹消登録 5. 転出 6. 抹消登録 7. その他		取得区分 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他		課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (障がい者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他		種別制 <input type="checkbox"/> 環境性能制		自動車税 (環境性能制・種別制) 申告書 (報告書) 知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日			
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)	日産登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)	登録 (取得・変更・添乗等) 年月日 年 月 日		初年度登録年月 (初年度検査年月) 年 月 日		用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 () 11. バス (一般貨切用)		種別 1. 普通 2. 小型 3. 二輪 1. 普通 2. 小型 3. 二輪		車名 (通称名) 型式	
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種番等を省略して記入)		用途 1. 普通 2. 小型 3. 二輪 1. 普通 2. 小型 3. 二輪		車体の形状 長さ kg (㎏) 高さ kg 幅 cm 高さ cm		車内重量 車外重量 車台番号 (7桁での) 種別区分番号		総排気量又は定格出力 ローター数 燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()		車検の有効期限 商品車である場合の写物部許可番号 年 月 日	
(印字) 氏名又は名称 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称 電話番号 (左記で記入)		通常の取得価額 車両本体 (課税標準基準額) 000 円 付加物 000 円		取得前の用途 1. 営業用 2. 自家用 3. その他 () 年		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 登録担保 6. その他 ()		住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称 電話番号		環境性能制 減免額・減免後の額	
(印字) 氏名又は名称 住所又は所在地		課税標準額 000 円 税額 000 円 / 100		環境性能制 減免額・減免後の額		種別制 減免額・減免後の額		減額理由 年月日 種別制 ※ 環境性能制 年月日		1. 抹消 2. 課税取消 3. 課税課 4. 50条該当 5. 15条該当 6. 異動換出 7. その他	
(印字) 氏名又は名称 住所又は所在地		税率区分 記載要領14を参照		燃費 変速装置 構造 バリアフリー・ASV特例 km/l AT・MT Δ・B 変否 記載要領16を参照		年税額 000 円 税額 000 円 / 12		記載要領17を参照		1. 更正請求 2. 57条の4該当 3. 15条該当 4. その他	
(印字) 氏名又は名称 住所又は所在地		税額の合計 000 円		区分 税額 正当額 円 増減額 円		記載要領14を参照		記載要領16を参照		記載要領17を参照	

移動変更用及び抹消・転出用

申告区分 1. 輸入 2. 変更 (使用名・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 移動登録 4. 抹消登録 5. 転出 6. 抹消登録 7. その他		取得区分 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他		課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (障がい者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他		種別制 <input type="checkbox"/> 環境性能制		自動車税 (環境性能制・種別制) 申告書 (報告書) 知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日			
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)	日産登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)	登録 (取得・変更・添乗等) 年月日 年 月 日		初年度登録年月 (初年度検査年月) 年 月 日		用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客兼用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 () 11. バス (一般貨切用)		種別 1. 普通 2. 小型 3. 二輪 1. 普通 2. 小型 3. 二輪		車名 (通称名) 型式	
住所又は所在地 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び種番等を省略して記入)		用途 1. 普通 2. 小型 3. 二輪 1. 普通 2. 小型 3. 二輪		車体の形状 長さ kg (㎏) 高さ kg 幅 cm 高さ cm		車内重量 車外重量 車台番号 (7桁での) 種別区分番号		総排気量又は定格出力 ローター数 燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他 ()		車検の有効期限 商品車である場合の写物部許可番号 年 月 日	
(印字) 氏名又は名称 住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称 電話番号 (左記で記入)		通常の取得価額 車両本体 (課税標準基準額) 000 円 付加物 000 円		取得前の用途 1. 営業用 2. 自家用 3. その他 () 年		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 登録担保 6. その他 ()		住所又は所在地 (印字) 氏名又は名称 電話番号		環境性能制 減免額・減免後の額	
(印字) 氏名又は名称 住所又は所在地		課税標準額 000 円 税額 000 円 / 100		環境性能制 減免額・減免後の額		種別制 減免額・減免後の額		減額理由 年月日 種別制 ※ 環境性能制 年月日		1. 抹消 2. 課税取消 3. 課税課 4. 50条該当 5. 15条該当 6. 異動換出 7. その他	
(印字) 氏名又は名称 住所又は所在地		税率区分 記載要領14を参照		燃費 変速装置 構造 バリアフリー・ASV特例 km/l AT・MT Δ・B 変否 記載要領16を参照		年税額 000 円 税額 000 円 / 12		記載要領17を参照		1. 更正請求 2. 57条の4該当 3. 15条該当 4. その他	
(印字) 氏名又は名称 住所又は所在地		税額の合計 000 円		区分 税額 正当額 円 増減額 円		記載要領14を参照		記載要領16を参照		記載要領17を参照	

環境性能割 種別割	運搬支局等	車種区分	かな	番	号
	□□□□	□□□□ (右語で記入)	□□□□	□□□□	□□□□ (右語で記入)

環境性能割	□□□, □□□, □□ 〇〇 円
種別割	□, □□□, □ 〇〇 円
納付税額	□□, □□□□, □ 〇〇 円

国 外 に 在 る 者 に 対 し は 「 申 告 外 に 在 る 者 」 と 記 入 す べ し	住所 又は 所在地	
	氏名 又は 名称	
	電話番号	()
環境性能割	減免額・減免後の額	
種別割	減免額・減免後の額	

環境性能割 種別割	運搬支局等	車種区分	かな	番	号
	□□□□	□□□□ (右語で記入)	□□□□	□□□□	□□□□ (右語で記入)

環境性能割	□□□, □□□, □□ 〇〇 円
種別割	□, □□□, □ 〇〇 円
納付税額	□□, □□□□, □ 〇〇 円

国 外 に 在 る 者 に 対 し は 「 申 告 外 に 在 る 者 」 と 記 入 す べ し	住所 又は 所在地	
	氏名 又は 名称	
	電話番号	()
環境性能割	減免額・減免後の額	
種別割	減免額・減免後の額	

移動変更使用及び抹消・転出用

申告区分 1. 購入 2. 変更 (使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 移動登録 4. 抹消登録 5. 転出 6. 構造変更 7. その他		取得原簿 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権移転除却 5. その他		課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (除がい者・その他) 5. 免税額以下 6. 商品車 7. その他		種別 1. 乗用車 2. トラック (貨物) 3. トラック (貨客混用車) 4. トラック (けん引車) 5. トラック (被けん引車) 6. バス (一般乗用) 7. バス (その他) 8. 三輪小型 9. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス (一般貨切用)		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他	
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)		登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)		登録 (取得・変更・除却等) 年月日 年 月 日		初年度登録年月 (初年度検査年月) 年 月 日		知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び郵便番号を左記で記入)		用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客混用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (被けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス (一般貨切用)		種別 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 1. 普通用 2. 自家用		車名 (通称名) 型式 車内総重量 車外総重量 車内総重量 車外総重量 (7桁まで) 種別区分番号		燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他	
氏名又は名称 (7桁) 生年月日 年 月 日 電話番号 (左記で記入)		原動機の種類 長さ (mm) 高さ (mm) 全長 (mm) 車体形状 年 月 日		車種 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 1. 普通用 2. 自家用		取得前の用途 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 賦課料保 6. その他	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入)		課税標準額 円		付加物 (品名) (価額) 円		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		申告書・所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 賦課料保 6. その他	
氏名又は名称 (7桁) 生年月日 年 月 日 電話番号 (左記で記入)		税額 円 / 100		税率区分 記載要領 14 を参照		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		種別 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入)		税額 円 / 100		年税額 円		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		申告書・所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 賦課料保 6. その他	
氏名又は名称 (7桁) 生年月日 年 月 日 電話番号 (左記で記入)		税額 円 / 100		月税額 円 / 12		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		種別 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入)		税額の合計 円		税額の合計 円		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		申告書・所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 賦課料保 6. その他	

移動変更使用及び抹消・転出用

申告区分 1. 購入 2. 変更 (使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 3. 移動登録 4. 抹消登録 5. 転出 6. 構造変更 7. その他		取得原簿 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権移転除却 5. その他		課税区分 1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免 (除がい者・その他) 5. 免税額以下 6. 商品車 7. その他		種別 1. 乗用車 2. トラック (貨物) 3. トラック (貨客混用車) 4. トラック (けん引車) 5. トラック (被けん引車) 6. バス (一般乗用) 7. バス (その他) 8. 三輪小型 9. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス (一般貨切用)		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他	
登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)		登録番号 運輸支局等 車種区分 かな 番号 (右記で記入)		登録 (取得・変更・除却等) 年月日 年 月 日		初年度登録年月 (初年度検査年月) 年 月 日		知事殿 次のとおり申告 (報告) します。 年 月 日	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入) (ビル・アパート・マンション及び郵便番号を左記で記入)		用途 01. 乗用車 02. トラック (貨物) 03. トラック (貨客混用車) 04. トラック (けん引車) 05. トラック (被けん引車) 06. バス (一般乗用) 07. バス (その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス (一般貨切用)		種別 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 1. 普通用 2. 自家用		車名 (通称名) 型式 車内総重量 車外総重量 車内総重量 車外総重量 (7桁まで) 種別区分番号		燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他	
氏名又は名称 (7桁) 生年月日 年 月 日 電話番号 (左記で記入)		原動機の種類 長さ (mm) 高さ (mm) 全長 (mm) 車体形状 年 月 日		車種 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 1. 普通用 2. 自家用		取得前の用途 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 賦課料保 6. その他	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入)		課税標準額 円		付加物 (品名) (価額) 円		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		申告書・所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 賦課料保 6. その他	
氏名又は名称 (7桁) 生年月日 年 月 日 電話番号 (左記で記入)		税額 円 / 100		税率区分 記載要領 14 を参照		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		種別 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入)		税額 円 / 100		年税額 円		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		申告書・所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 賦課料保 6. その他	
氏名又は名称 (7桁) 生年月日 年 月 日 電話番号 (左記で記入)		税額 円 / 100		月税額 円 / 12		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		種別 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他	
住所又は所在地 〒 (都道府県、市町村名、番地までを記入)		税額の合計 円		税額の合計 円		環境性能 1. 乗用車 2. 自家用 3. その他		申告書・所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 賦課料保 6. その他	

【新】

第117号様式(第75条関係)

鉦 区 税 納 税 証 明 書				証 明 番 号	第 号
鉦業権者又は 鉦業代理人					
鉦 所 在 地					
種 別		登 録 番 号	権 登 録 第 号		
面 積 又 は 延 長	ア ー ル メ ー ト ル	課 税 年 度	課 税 額	収 納	未 収 納
		分	円	円	円
		分	円	円	円
滞 納 の 事 由					
上記のとおり証明します。 年 月 日					

- (注意) 1 この証明書は、鉦業法施行規則第4条の2及び第20条第4項の規定に基づき交付するもので、他の目的のため使用することはできません。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。

【旧】

第117号様式(第75条関係)

鉦 区 税 納 税 証 明 書				証 明 番 号	第 号
鉦業権者又は 鉦業代理人					
鉦 所 在 地					
種 別		登 録 番 号	権 登 録 第 号		
面 積 又 は 延 長	ア ー ル メ ー ト ル	課 税 年 度	課 税 額	収 納	未 収 納
		分	円	円	円
		分	円	円	円
滞 納 の 事 由					
上記のとおり証明します。 年 月 日					

- (注意) 1 この証明書は、鉦業法施行規則第4条の2第2項及び第20条第4項の規定に基づき交付するもので、他の目的のため使用することはできません。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。